

長野県伝統的工芸品指定要綱

制定:昭和57年5月 13 日

57 工第 30 号

改正:令和 5年3月 20 日

4産技第 303 号

改正:令和 6年1月 30 日

5産技第 277 号

(目 的)

第1 この要綱は、「長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例」(令和5年3月20日条例第15号。以下「条例」という。)第8条第1項の規定による長野県知事指定伝統的工芸品の指定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2 この要綱において、「県伝統的工芸品」とは、条例第8条第1項の規定による指定を受けた長野県知事指定伝統的工芸品をいう。

2 この要綱において「団体」とは、工芸品を製造する事業者2者以上を直接又は間接の構成員とする団体をいう。

(指定の基準等)

第3 条例第8条第1項第3号及び第4号の要件の「伝統的」とは、概ね50年以上の歴史を有するものとする。

(指定の申出)

第4 条例第8条第1項の規定により、県伝統的工芸品として指定を受けようとする団体は、指定申出書(様式第1)に必要書類を添えて知事に提出するものとする。

2 前項において、団体を形成することが出来ない特別な事情がある法人又は個人が申出を行う場合は、当該工芸品を県内で12年以上継続して製造していることの証明を付して、指定申出書を知事に提出するものとする。

(指 定)

第5 知事は、条例第8条第1項及び第2項の規定により指定をする際には、必要な条件を付することができるものとする。

2 知事は、条例第8条第1項及び第2項の指定を行ったときは、その旨を当該団体、法人又は個人(以下、「指定団体等」)に通知するものとする。

(指定の公表)

第6 知事は、条例第8条第1項及び第2項の規定による指定をしたときは、その旨を公表するとともに、その名称、沿革、製造地域、主要製造工程、伝統的に使用されてきた原材料等を明らかにしておくものとする。

(指定の表示)

第7 第5の第2項の通知を受けた指定団体等以外は、条例第8条第3項の表示をすることはできない。

(報告の徴収)

第8 知事は、県伝統的工芸品を製造し、又は販売する指定団体等(団体を構成する事業者も含む)に対し、必要があると認めるときは、必要な報告を求めることができる。

(是正の指示)

第9 知事は、第8の規定による報告の内容が、条例の趣旨に著しく反すると認められるときは、当該指定団体等に対してその是正のための措置をとるべきことを指示することができる。

(指定解除の通知)

第10 知事は、条例8条第4項の規定により県伝統的工芸品の指定を解除したときは、その旨を公表するとともに、当該指定団体等に通知するものとする。

(補 則)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年5月13日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

(様式第1)

長野県伝統的工芸品指定申出書

年 月 日

長野県知事 様

所 在 地

申請団体又は
事業者名

代表者名

長野県知事指定伝統的工芸品として指定を受けたいので、長野県伝統的工芸品指定要綱第4の規定に基づき、意見書(様式第2)と指定工芸品概要書(様式第3)を添えて申請します。

(様式第2)

意見書

年 月 日

長野県知事 様

市 町 村 長 名

長野県伝統的工芸品指定申出について、下記のとおり意見を申し添えます。

記

1 工芸品名

2 製造者名

3 意見

(様式第3)

指定工芸品概要書

1. 指定の名称

--

2. 申請者(代表者)

事業者名		
所在地	(個人の場合は市町村名のみ公表とします)	
設立年月日 (個人の場合は生年月日)	(個人の場合は非公表)	
代表者の役職・氏名		
連絡担当者(非公表)	役職・氏名	
	T E L	
	Eメール	

3. 団体の概要(1 者の場合も記入)

(1) 団体概要

団体名					
事務局所在地	(個人の場合は市町村名のみ公表とします)				
団体の設立年月日 (個人の場合は生年月日)	(個人の場合は非公表)				
代表者の役職・氏名					
団体の全事業者数	(年 月現在)				人
うち工芸品製造に関わる 従事者数					人
従事者の 年齢構成	15～30歳	人	31～64歳	人	
	65～74歳	人	75歳以上	人	
製造事業所の市町村					
構成団体の状況					
事業者名	代表者名	所在地	工芸の製造に関 わる従事者数		

※適宜行を追加して記載

(2)団体の事業実施状況

--

(3)類似の工芸品の有無(有 ・ 無)

他の地域で類似の工芸品を製造している事実を把握している場合は、その地域名と産地の現状を記入してください。

① 工芸品及び地域名

② 産地の状況等

--

(4)団体を構成する事業者全体の売上高(直近2期の状況)(売上高は非公表)

年	売上高 (千円)	左記のうち当該 工芸品の売上高 (千円)	主要販売地域	
			県内	県外

(5)工芸品に係る販売経路

指定候補工芸品に係る 販売経路	自社販売割合: %
	卸販売割合: %

4. 工芸品の概要

(1)沿革及び工芸品の起源の他、地域で相当程度知られている旨を記載

--

(2)製品及び用途(日常的に使用されていることの説明)

製品名	主要な用途	製品名	主要な用途

※適宜行を追加して記載

(3)主要製造工程

	工程名	使用する道具名	具体的作業内容	手工割合
1				
2				
3				
4				
5				

※適宜行を追加して記載

[生産工程で補足が必要な場合は以下へ記載してください]

--

(4)主要原材料

名 称	主産地 または調達方法	使用開始 年 代	成 分・特 長 等

※適宜行を追加して記載

(4)-2 原材料が希少資源等のため、材料が生産休止になり材料の調達が困難になる恐れがある場合は、材料調達に関する代替案を記載

--